

マーシャル諸島共和国の刑事制裁

永田憲史

- 一. はじめに
- 二. 刑事裁判制度
- 三. 刑事制裁
- 四. おわりに

一. はじめに

マーシャル諸島共和国 (Republic of the Marshall Islands) は、我が国の南東に位置し、 Guam) やサイパン島 (Saipan) の東にあるミクロネシアの島嶼国家である。昭和二九年 (一九五四年) に第五福竜丸が操業中にアメリカ合衆国の水爆実験で被爆させられたビキニ環礁を擁する。総面積は一八一キロメートルであって、大阪府の一〇分の一程度である。人口は、約六万人である。首都はマジュロ (Majuro) であり、約二五〇〇〇人が暮らしている。

マーシャル諸島には、メラネシアから遅くとも紀元前後には拡散が行なわれたとされる⁽¹⁾。ヨーロッパ人が到達した

のは、紀元後一五二八年であり、スペイン人のサアベドラ (Saverdra) が島々を確認した。一五六五年、スペインはミクロネシアの領有権を主張したものの、実質的な統治を行なわなかった。しかし、一八六〇年代以降、欧米の商社が進出すると、スペインとドイツがこの地の領有をめぐる激しく争った。一八八五年の教皇レオ一三世 (Leo Ⅲ) の裁定により、この地はドイツの保護領となった。一九一四年に第一次世界大戦が始まると、我が国は、日英同盟を理由にドイツに宣戦布告し、ミクロネシア地域を無血占領した。この地域は、南洋群島と呼ばれ、一九二〇年の国際連盟の発足と同時に、我が国が委任統治を行なうことが認められた。以後、多くの日本人がこの地域に移民し、経済的に発展することとなった。第二次世界大戦で我が国が敗れると、アメリカ合衆国がこの地域を国際連合の太平洋信託統治領として統治した。一九六五年にアメリカ合衆国が設置したミクロネシア議会 (Congress of Micronesia) は、アメリカ合衆国の意図に反して独立を志向したが、アメリカ合衆国の軍事利用計画の提示により分断されたこともあって、マーシャル諸島はミクロネシア連邦憲法草案を住民投票で否決し、一九七九年に独自の憲法を制定して、日系のアマタ・カブア (Amata Kabua) 大統領の下、自治政府を発足させた。一九八六年には、アメリカ合衆国との間で自由連合協定 (Compact of Free Association) を調印して独立し、二〇〇一年には同協定を改定している。現在、アメリカ合衆国の基地使用料と自由連合協定に基づく財政援助が国家財政を支えている状態である。⁽²⁾現在の法状況を見ると、マーシャル諸島共和国で制定された憲法及び法令、条約及び協定、不文法たる慣習などが法源とされている。⁽³⁾

オセアニア諸国のように、① 人口が少なく、② 領土が点在する国家において、刑事司法がどのように運営されているかは興味深い問題である。人口規模が小さく、刑事司法運営に費用や手間をかけ難いオセアニア諸国の刑事司法

制度を参考にすることは、① 比較法的関心を満たし、② 刑種の少ない我が国に新たな刑事制裁の可能性をもたらし、③ 将来、我が国の地方公共団体が犯罪者の処罰や処遇を行なう際に役立つ知見が得られる可能性がある。

このような観点から、トンガ王国に続いて、⁽⁴⁾ マーシャル諸島共和国の刑事制裁を紹介し、検討することとしたい。マーシャル諸島は、先に述べたように、スペイン、ドイツ、日本、アメリカ合衆国と統治者の変遷を経験しており、法制度にどのような影響を与えているかを追究する点でも興味深い。今回も、南太平洋大学 (The University of the South Pacific) の人文科学及び法学部 (Faculty of Arts and Law) の法学科 (School of Law) の関連施設である、太平洋島嶼法情報研究所 (Pacific Islands Legal Information Institute; PaLI²) がインターネット上で提供しているデータベース (PaLI² Databases)⁽⁵⁾ を利用することができた。マーシャル諸島共和国は英語を公用語としているため、条文も英語で入手できた。そこで、まず、刑事司法制度について、条文を手掛かりに紹介することとし、可能な限り、刑事司法運営の実態に迫ることとしたい。

以下では、まず、マーシャル諸島共和国の刑事裁判制度について概観した上で、刑事制裁について紹介することとする。

- (1) Zorn, J. G., *The Republic of the Marshall Islands*, In: Nunuy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), p. 100, 100; 印東道子「先史時代のオセアニア」山本真鳥編『オセアニア史』(山川出版社、二〇〇〇)一七頁以下、三五―三八頁。
- (2) 一連の歴史について、詳しくは、Zorn, *supra* note 1, at 100-103; 増田義郎「ヨーロッパ人の太平洋探検」山本編・前掲注(1)四六頁以下、五二―五三頁、須藤健一「シクロネシア史」山本編・前掲注(1)三三四頁以下、三二七―三四九頁。
- (3) Zorn, *supra* note 1, at 103-105. 法令には、議会 (ニティラジャ; Nitilaja) が制定した法律だけでなく、憲法制定前に成

立していた信託統治領法典 (Trust Territory Code) のうち、議会在承認したものも含む。

(4) 拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集五六巻四号(二〇〇六)七五頁以下。

(5) <http://pacli.org.vu/>. ミラーサイトは、<http://www.pacli.org/>.

二. 刑事裁判制度

まず、刑事制裁がどのような手続で科されるかを見ておくこととしたい。

刑事事件においては、地域裁判所 (Community Court) が軽微事件の第一審となる⁽⁶⁾。法定刑が四〇〇アメリカ合衆国ドル (USD) (約四四〇〇〇円)。1 USD 一〇円で換算。以下同じ) 以下の罰金刑 (Fine) 又は六月以下の拘禁刑 (imprisonment) とされている犯罪に関わる事件の管轄を有する。マーシャル諸島共和国全土に二四の地域裁判所が置かれている。各裁判所は、統括裁判官 (Presiding Judge) と二人の陪席裁判官 (Associate Judge) によって構成される。

地域裁判所からの上訴審と主に中程度の事件の第一審となるのが地方裁判所 (District Court) である⁽⁷⁾。法定刑が四〇〇〇 USD (約四四万円) 以下の罰金刑又は三年未満の拘禁刑とされている犯罪に関わる事件の第一審の管轄を有する。統括裁判官 (Presiding Judge) と二人の陪席裁判官 (Associate Judge) によって構成される⁽⁸⁾。

地方裁判所からの上訴審と主に重大事件の第一審となるのが高等裁判所 (High Court) である⁽⁹⁾。あらゆる犯罪に関わる事件の第一審の管轄を有する。法定刑が四〇〇〇 USD (約四四万円) を超える罰金刑又は三年以上の拘禁刑とされている犯罪に関わる事件については必ず第一審となる。高等裁判所長官 (Chief Justice) と二人の陪席判事

(Associate Justice) によって構成される。長官と判事は、内閣により任命される⁽⁹⁾。三年以上の拘禁刑となる場合、被告人は、四人の陪審員からなる陪審裁判を受ける権利を有する⁽¹⁰⁾。

高等裁判所からの上訴審となるのが最高裁判所 (Supreme Court) である⁽¹¹⁾。最高裁判所長官 (Chief Justice) と一人の陪席判事 (Associate Justice) によって構成される。伝統的に、陪席判事は、マーシャル諸島共和国以外の法域の裁判官を一年又はそれ以上の任期で任命している。これまでに、アメリカ合衆国第九巡回裁判所 (Ninth Circuit Court) の裁判官、パラオ共和国 (Republic of Palau) の裁判官、北マリアナ諸島 (Northern Mariana Islands) の裁判官、カナダの裁判官が任命されてきた⁽¹²⁾。長官と判事は、内閣により任命される⁽¹³⁾。

これら以外に、伝統的権利裁判所 (Traditional Rights Court) があるが⁽¹⁴⁾、土地の権利に関する事件の管轄を有する裁判所であって、刑事裁判が行なわれることはない。

各裁判所の裁判官及び判事を推薦するのが、司法サービス委員会 (Judicial Service Commission) である⁽¹⁵⁾。委員会は、高等裁判所長官を委員長とし、司法長官 (Attorney-General) と内閣により選出された私人の計三人で構成される。

- (6) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. VI, Sec. 1 (1).
- (7) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. VI, Sec. 1 (1).
- (8) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. VI, Sec. 3.
- (9) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. VI, Sec. 1 (4).
- (10) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 4 (5).
- (11) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. VI, Sec. 2.

- (12) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. VI, Sec. 1 (4). このような状況は、オセアニアの島嶼国家でしばしば見られるものであり、法分野での人的資源が乏しいことによると考えられる。Care, J. C. et al., *Introduction to South Pacific Law* (Cavendish Publishing Limited, 1999), pp. 99, 279. マーシャル諸島共和国に法曹資格を持つ者は約二〇名である。このうち、法律の学位を有している者はほとんどおらず、公判補佐人 (trial assistant) としての経験により、法曹資格を得た者がほとんどである。こうした事情もあって、最高裁判所や高等裁判所の判事にも法曹資格は求められていない。憲法上、法的サーヴィスを受ける権利が保障されていることもあって、公設刑事弁護士 (Office of the Public Defender) や法的援助局 (Legal Aid Office) が設立されている。しかし、両局とも、局長だけに法曹資格が求められているにすぎず、他の職員にはそのような資格要件は設けられていない。Zorn, *supra* note 1, at 138. See Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 15.
- (13) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. VI, Sec. 1 (4).
- (14) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. VI, Sec. 4.
- (15) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. VI, Sec. 5.

三. 刑事制裁

1. 概況

マーシャル諸島共和国では、現物返還 (restitution) 、被害弁償 (compensation) 、罰金刑、没収刑 (forfeiture) 、営業停止 (closing of business) 、居所指定命令 (order requiring specified residence) 、プロバーション (probation) 、労働刑 (labor without imprisonment) 、拘禁刑の九種類の刑事制裁が規定されている。死刑は、残虐かつ尋常でない刑事制裁 (cruel and unusual punishment) にあたるとして、憲法上、禁止されている。⁽¹⁶⁾

後述のように、拘禁刑が賦科される場合に、刑の宣告猶予と刑の執行猶予とすることが認められている。

また、有罪認定された場合で量刑が未だなされていないときには、内閣が最善と思料する期間及び条件の下で、恩赦 (pardon) 又はパロール (parole) とすることが出来る。⁽¹⁷⁾

以下、刑事制裁を順に検討することとしたい。

2. 現物返還

被害物件の所有者に対して現物返還を行なうよう犯罪者に求める刑事制裁である。⁽¹⁸⁾ 不良若しくは違法な商品の販売、購入、使用若しくは所有又は他者に故意に損害を与える行為による犯罪に対して科される。他の刑罰に追加して又は代替して科される。

現物返還が困難又は不可能である場合、次に述べる被害弁償が求められる。

現物返還を刑事法に規定することは、民刑の分離の観点から妥当でないようにも思われる。しかし、現物返還が求められる原因となったのは、犯罪なのであるから、被害回復の問題を刑事の場面から切り離して考えることは妥当でない。また、被害の内容を表示・表現することで、犯罪者に自己が惹起した結果を認識させ、改善・更生・社会復帰の契機とすることが出来る。特に、被害者の思い出の品のように、客観的な金銭的価値は低いものの、主観的に価値が高い物については、被害弁償よりも現物返還を求める必要性は大きい。それゆえ、我が国においても、刑事制裁として「現物返還命令」を導入すべきである。⁽¹⁹⁾

3. 被害弁償

被害者に対して金銭を支払うよう犯罪者に求める刑事制裁である⁽²⁰⁾。不良若しくは違法な商品の販売、購入、使用若しくは所有又は他者に故意に損害を与える行為による犯罪に対して科される。他の刑罰に追加して又は代替して科される。

過度の剝奪 (excessive deprivations) となることは、憲法上、禁止されている⁽²¹⁾。

被害弁償を行わない又は行なえない場合の制裁は規定されていない。

現物返還と同様、被害回復の問題を刑事の場面から切り離して考えることは妥当でなく、被害の内容を表示・表現すること、犯罪者に自己が惹起した結果を認識させ、改善・更生・社会復帰の契機とすることができることから、我が国においても、刑事制裁として「被害弁償命令」を導入すべきである⁽²²⁾。また、被害弁償の実効化を図りつつ、支払能力の全くない者を処罰することを回避するために、被害弁償が可能であるにもかかわらず、これを行わない場合には、拘禁刑を含めた刑事制裁を賦科できるようにするべきである⁽²³⁾。

4. 罰金刑

国庫に金銭の支払を求める刑罰である⁽²⁴⁾。裁判所は法定刑の範囲内で公正と考える額を賦科することができる。過度の罰金刑 (excessive fines) は、憲法上、禁止されている⁽²⁵⁾。不払となった場合、裁判所は、聴聞を行ない、賦科しうる拘禁刑の上限を超えない期間を定めて、その者を拘禁刑に処するよう指示することができる。この指示は、罰金額が支払われるか、定められた拘禁期間が経過するまで、裁判所が公正と考えるように修正することができる。不払を

理由に拘禁できるのは、合理的な時間が与えられ、支払のための財産を有しているにもかかわらず支払わない場合に限定される。⁽²⁶⁾

最高刑は、公務員が職務執行を装って一万USD（約一一〇万円）以上の私的利益を得た場合の三万USD（約三三〇万円）である。⁽²⁷⁾

一〇〇USD（約一一〇〇〇円）以内の罰金刑が言い渡された場合、内閣が最善と思量する期間及び条件の下で、⁽²⁸⁾ 恩赦又はパロールとすることができ。

交通犯罪のような重罪（felony）以外の犯罪で起訴された場合、裁判所の聴聞や弁護士の助言なくして犯罪を認め、標準的な罰金額を支払うことができる。⁽²⁹⁾

以上のように、不払を理由にする拘禁が制限されているのは、マーシャル共和国憲法の適正手続保障と法の下⁽³⁰⁾の平等⁽³¹⁾の規定と調和していると考えられる。なぜなら、不払に対して、直ちに拘禁することとなれば、適正手続保障に欠けることとなり、さらに、支払能力のない者を拘禁することとなれば、法の下⁽³²⁾の平等に反することとなるためである。このような考え方は、アメリカ合衆国において確立されたものであり、その影響を受けたものと思われる。

我が国の場合、不払に対して、犯罪者の事情などを考慮することなく、自動的に労役場留置へと移行することになっており、適正手続保障（憲法三二条）や法の下⁽³³⁾の平等（憲法一四条）の観点から問題がある。ニュージーランドのように、不払時の対応として、支払猶予や分割払をはじめとする多くの手段を用意し、まずは、それらの手段の検討及び利用を行なうよう改めるべきである。自由刑や労役場留置の利用は、例えば、資産があるにもかかわらず、資産を隠匿するなどして支払を免脱しようとする悪質な者などに限定するべきである。

次に、主に交通犯罪において利用される簡易な手続は、被告人の負担だけでなく、刑事司法運営の負担をも減らすための方策であると考えられる。この制度は、適正手続保障を保障しつつ、手続を簡略化するものであり、我が国の交通反則通告制度に基づく交通反則金の賦科よりも優れていると考えられる。なぜなら、我が国の交通反則金は、裁判を受ける権利（憲法三二条）や適正手続保障（憲法三一条）を侵害するものであって、違憲であると考えられる上、「わずかな金さえ払えば」という意識を蔓延させるもので、実効性にも疑問があるためである。⁽³⁴⁾

5. 没収

国家又は地方政府が犯罪者の所有又は占有する物を剝奪する刑事制裁である。⁽³⁵⁾ 不良若しくは違法な商品の販売、購入、使用若しくは所有又は他者に故意に損害を与える行為による犯罪に対して科される。他の刑罰に追加して又は代替して科される。

過度の剝奪 (excessive deprivations) となることは、憲法上、禁止されている。⁽³⁶⁾

我が国では、没収刑が付加刑となっており、独立して賦科することができない。マーシャル諸島共和国のように、独立して賦科できるようにすべきである。

6. 営業停止

販売や営業の場所を一定期間無効としたり、停止したりする刑事制裁である。⁽³⁷⁾ 有害な商品の販売や違法な営業行為に関する犯罪に対して科されうる。他の刑罰に追加して又は代替して科される。

我が国では、業務停止命令などの行政処分として利用されているものの、刑事制裁としては規定されていない。企業などにとっては、業績や会社の存続などに直結する実効性のある重い制裁となることも多いと考えられる。例えば、業務停止命令により、大手生命保険会社が契約高を大きく減少させ、業界三位から四位に転落したり、商品先物取引会社が事実上倒産したりするなどの例があり、枚挙に暇がない。それゆえ、十分な手続保障を行なう必要がある。また、犯罪に対して過度又は過小な制裁とならないよう、他の刑事制裁の賦科量と総合的に判断するべきである。そこで、我が国においても、刑事制裁として「業務停止命令」を導入すべきである。

7. 居所指定命令

居所を特定の地域に限定し、その地域内で暮らし続けるよう犯罪者に命ずる刑事制裁である。⁽³⁸⁾ 高等裁判所が科する。他の刑罰に追加して又は代替して科される。その期間は、賦科しうる拘禁刑の上限を超えてはならない。

一定の場所で暮らし、家族や就業先との関係を維持することで再犯の防止が図られることも多いと考えられることから、改善・更生・社会復帰に役立つと言える。特に、マーシャル諸島共和国では、比較的小さな地域共同体が多く、実効性が確保されやすいと考えられる。また、軽微事犯や他害性の乏しい者の刑務所への収容を回避するという目的があると思われる。

我が国では、保護観察の一般遵守事項として、住居を定め、居住することが挙げられている（更生保護法五〇条三号、四号。三九条三項・四二条、五一条二項五号参照）。しかし、対象者が行方をくらまし、再犯に及ぶ事例も問題となっている。それゆえ、我が国においては、一定の住居に居住することの実効性を担保するため、保護観察の対象

者に欧米で導入されている電子監視 (electric surveillance) を付すべきである。

8. プロベーション

裁判所は、拘禁刑を賦科する場合に、司法の目的、公共の最善の利益、被告人の利益を考慮し、期間と条件を定めて、刑の宣告を猶予することができる。⁽³⁹⁾ 刑の宣告猶予の期間は、賦科しうる拘禁刑の上限を超えてはならない。また、無期刑の場合には、刑の宣告猶予とすることはできない。裁判所は、刑の宣告猶予と同時に、犯罪者をプロベーションとし、プロベーション・オフィサー (probation officer) 又は裁判所が指定する者に委託し、その者の監督 (supervision) に服すよう犯罪者に命じる。

プロベーションの条件に違反した場合、裁判所は、再逮捕令状を発付し、聴聞及び対象者にとって不利益な証拠への反証の機会を与え、条件違反があったと考える場合には、プロベーションを取消することができる。⁽⁴⁰⁾ プロベーションが取消された場合、裁判所は、宣告を猶予していた刑を言い渡すことができる。⁽⁴¹⁾

裁判所は、プロベーション期間中に刑の宣告猶予の期間又は条件を修正することができる。⁽⁴²⁾ 裁判所は、善行や改善が見られた場合、司法の目的、公共の最善の利益、被告人の利益を考慮してプロベーションを解除し、刑の宣告を終局的に停止することができる。この場合、有罪認定が無効とされ、処罰されることがなくなる。⁽⁴³⁾

我が国においては、宣告猶予が導入されておらず、保護観察も、保護処分としてのもの (少年法二四条一項一号) を除いては、独立の刑事制裁とはされていない。刑の宣告猶予は、有罪認定を行ない、保護観察を賦科する法的根拠を与える点で、起訴猶予よりも優れている。また、保護観察の取消し時に、取消しに至る事情を取り込んで刑の宣告

猶予となっていた事件について量刑を行なうことができる点で、執行猶予よりも優れている。それゆえ、我が国においても、事実認定手続と量刑手続を二分化し、刑の宣告猶予を導入すべきである。また、保護観察を独立の刑事制裁として賦科できるようにすべきである。⁽⁴⁴⁾

9. 労働刑

その者の身体的能力に合わせて、公共事業 (public project) に従事させ、重労働を行なわせる刑事制裁である。⁽⁴⁵⁾ 拘禁刑を賦科できる場合で、裁判所がそれが最善であると考えるときには、拘禁刑の賦科に代えて、賦科することができる。その期間は、賦科しうる拘禁刑の上限を超えてはならない。

重労働を科すことは、一般に、奴隷的かつ非自発的苦役 (slavery and involuntary servitude) として、マーシャル諸島共和国憲法で禁止されている。しかし、刑事制裁として規定されている場合は許されるとの規定が置かれており、⁽⁴⁶⁾ 違憲とはならない。

なお、逮捕された者に対して、司法長官又はその代行者の同意を得て、その者の身体的又は精神的能力に合わせて、公共事業又は公共プログラムに従事させ、労働を行なわせることで、⁽⁴⁷⁾ 訴追に代えることができる。

労働刑は、欧米で導入されている社会奉仕命令 (community service order) に類似すると考えられる。但し、欧米では、簡単に軽い作業が中心であるのに対して、マーシャル諸島共和国では、重労働が求められている点で異なる。また、拘禁刑で求められているのと同じ重労働を科す点で拘禁刑と共通しており、拘禁刑の代替であることがより明確である。

我が国においても、作業の確保などの難点を解決する必要があるが、社会奉仕命令の導入を検討するべきである。訴追に代えて、労働を行なわせる制度は、訴追及び審理の負担を軽減するためと考えられる。しかし、有罪認定なくして実質的に刑事制裁を賦科する制度であって、適正手続保障に欠ける点で問題がある。

10. 拘禁刑

刑務所 (prison) に拘禁し、重労働を行なわせる刑事制裁である。一八歳未満の者を拘禁し、重労働を行なわせることは、残虐かつ尋常でない刑事制裁 (cruel and unusual punishment) にあたるとして、憲法上、禁止されている。⁽⁴⁸⁾ 裁判所は、拘禁刑を賦科する際に、マーシャル諸島共和国内の任意の場所を拘禁場所として指定することができる。⁽⁴⁹⁾ さらに、内閣は拘禁場所を変更することができる。⁽⁵⁰⁾

最高刑は、第一級謀殺 (murder in the first degree) の場合の無期刑である。⁽⁵¹⁾

拘禁刑を賦科する場合、刑の宣告を猶予し、プロベーションを付することができる。詳細は、プロベーションの項で論じた通りである。

また、裁判所が適切と思料する善行及び条件を付して刑の執行を猶予することもできる。別罪で有罪認定された場合、刑の執行猶予が取消され、原則として、猶予されていた刑が執行される。⁽⁵²⁾

六月以内の拘禁刑が言い渡された場合、内閣が最善と思料する期間及び条件の下で、恩赦又はパロールとすることができる。⁽⁵³⁾

拘禁刑だけが法定刑とされている場合であっても、これまで見てきたように、現物返還、被害弁償、没収、営業停

止、居所指定命令、労働刑で拘禁刑を代替することができる。このように、マーシャル諸島共和国では、拘禁刑の賦科を回避する方策が多数用意されている。

- (16) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 6 (1).
- (17) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 196 (1).
- (18) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 185.
- (19) 拙稿・前掲注(4)八四—八五頁。
- (20) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 185.
- (21) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 6 (3).
- (22) 被害弁償命令については、拙稿「刑事制裁としての被害弁償命令(一)」法学論叢一五三巻二号(二〇〇三)七二頁以下、「同・(一)・完」一五三巻二号(二〇〇三)一一二頁以下参照。
- (23) 拙稿「(一)・完」前掲注(22)一一一一—一一三三頁参照。
- (24) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 183.
- (25) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 6 (3).
- (26) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 10.
- (27) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 173.
- (28) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 196 (2).
- (29) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 192 (3).
- (30) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 4.
- (31) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 12.
- (32) 拙稿「(一)・完」前掲注(22)一一一一—一一三三頁。
- (33) 拙稿「ニュージールランドの罰金刑」関西大学法学論集五六巻一一三三—一一三三号(二〇〇六)二六五頁以下、二八八—三二〇頁。罰金刑の不払に対する対応を紹介したものとして、拙稿「ハンス・ヴーン・フーフアル著『スウェーデンにおける罰金刑の不

私に対する拘禁刑」関西大学法学論集五五巻六号(二〇〇六)二〇一頁以下、拙稿「フリーダー・デュンケル著『罰金刑不払により刑務所へ収容される者の数の削減・メクレンブルク・フォアポンメルン州(ドイツ)における公益労働を用いた経験』」関西大学法学論集五六巻一号(二〇〇六)二五六頁以下参照。

- (34) 拙稿「ニュージーランドの反則金と我が国の交通反則金」関西大学法学論集五七巻一号(二〇〇七)一一二頁以下、一三〇—一三六頁。
- (35) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 185.
- (36) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 6 (3).
- (37) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 186.
- (38) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 184.
- (39) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 190 (1).
- (40) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 190 (2).
- (41) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 190 (3).
- (42) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 190 (4).
- (43) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 190 (5).
- (44) 拙稿・前掲注(4)八七頁。
- (45) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 187.
- (46) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 2 (2) (a).
- (47) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 192 (1).
- (48) Constitution of Republic of the Marshall Islands, Art. II, Sec. 6 (2).
- (49) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 188.
- (50) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 188 (b).
- (51) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 131.
- (52) Republic of the Marshall Islands Revised Code 1988, Title 31 Cap 1 § 189.

四．おわりに

以上見てきたように、マーシャル諸島共和国では、現物返還、被害弁償、罰金刑、没収、営業停止、居所指定命令、プロベーション、労働刑、拘禁刑の九種類の刑事制裁が規定されている。このうち、現物返還、被害弁償、営業停止、労働刑は、我が国においても、「現物返還命令」、「被害弁償命令」、「業務停止命令」、「社会奉仕命令」として、刑事制裁とすべきである。また、我が国においても、刑の宣告猶予を導入し、合わせて、保護観察を独立の刑事制裁とすべきである。さらに、一定の住居に居住することを実効化するため、電子監視を保護観察の対象者に付すべきである。

マーシャル諸島共和国の刑事制裁の多くがアメリカ合衆国で見受けられるものであることから、主にアメリカ法の影響を受けながら、種々の刑事制裁を規定していると考えられる。その多くが、拘禁刑に代えて利用することができるとされており、拘禁刑の弊害を回避し、執行費用を抑えつつ、個々の犯罪者に合わせた刑事制裁を選択できるようになっている。

今後、機会を見つけて、刑事制裁の運用がどのように行なわれているかについても研究を進めることとしたい。

* 拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集五六巻四号（二〇〇六）七五頁以下に誤りがあったため、この場を借りて、以下のように訂正いたします。

七七頁六行目

(誤) ウルカララ (Ukalarala)

(正) フェレテイ・セベレ (Feleti Sevele)

八二頁六行目

(誤) 通例フィジー諸島共和国などの国籍を有するその他の者

(正) その他の者